

巻末資料

巻末資料

- 1 東京都がん対策推進計画における指標 130
- 2 東京都がん対策推進計画 用語集 136
- 3 東京都がん対策推進協議会等 委員名簿 144
- 4 東京都がん対策推進計画策定経過 149
- 5 東京都がん対策推進協議会設置要綱 150
- 6 東京都がん対策推進計画 全体図（A3版）

1 東京都がん対策推進計画における指標

(1)重点指標

指標	現行値	目標値	出典
全体目標			
がんの75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万対)	75.5 (平成28年)	減らす (67.9未満)	国立がん研究センターがん対策情報センター
日常生活をがんにかかる前と同じように過ごすことができていると回答した患者(手術や薬の副作用などはあるが、以前と同じように生活できていると回答した人を含む。)の割合	66.9% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
I がんの予防対策			
成人の喫煙率	全体:18.3% 男性:28.2% 女性:9.3% (平成28年)	全体12% 男性19% 女性6% (やめたい人がやめた場合の喫煙率)	国民生活基礎調査
受動喫煙の機会	行政機関:5.5% 医療機関:2.7% 職場:37.8% 飲食店:48.3% (平成27年)	受動喫煙をなくす	東京都民の健康・栄養状況
野菜の摂取量(1日当たり) 350g以上の人の割合(20歳以上)	男性:35.5% 女性:34.4% (平成24～26年)	増やす (50%)	東京都民の健康・栄養状況
果物の摂取量(1日当たり) 100g未満の人の割合(20歳以上)	男性:61.8% 女性:52.0% (平成24～26年)	減らす	東京都民の健康・栄養状況
食塩の摂取量(1日当たり) 8g以下の人の割合(20歳以上)	男性:22.4% 女性:37.1% (平成24～26年)	増やす	東京都民の健康・栄養状況
適正体重を維持している(BMI18.5以上25未満)人の割合	男性:67.4% (20歳から69歳) 女性:66.9% (40歳から69歳) (平成24～26年)	増やす	東京都民の健康・栄養状況
歩数(1日当たり)が8,000歩以上の人の割合	男性:48.0% (20歳から64歳) 42.3% (65歳から74歳) 女性:39.9% (20歳から64歳) 32.3% (65歳から74歳) (平成24～26年)	増やす	東京都民の健康・栄養状況
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合 (20歳以上)	男性:18.9% 女性:15.4% (平成28年)	減らす	健康と保健医療に関する世論調査
肝がんの罹患率(年齢調整罹患率)	17.1 (平成24年)	減らす	全国がん罹患モニタリング集計

指標	現行値	目標値	出典
II がんの早期発見の取組			
がん検診受診率	胃がん:39.8% 肺がん:37.2% 大腸がん:41.9% 子宮頸がん:39.8% 乳がん:39.0% (平成27年)	5がん:50%	健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査
全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診の実施	2自治体 (完全遵守※) (平成28年度)	全区市町村	精度管理評価事業
がん検診精密検査受診率	胃がん:73.0% 肺がん:70.2% 大腸がん:56.8% 子宮頸がん:65.8% 乳がん:82.1% (平成27年度)	5がん:90%	精度管理評価事業

※完全遵守…がん検診において「がん種」「検診方法」「検診対象者」「実施回数」について、全て「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(厚生労働省)」どおりであること。

III がん医療提供体制			
主治医等からの説明により疑問や不安が解消された(どちらかというと解消されたを含む。)と回答した患者の割合	87.8% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
拠点病院等の整備数	58 (平成29年度)	同数以上	
IV 緩和ケア			
日常生活ががんにかかる前と同じように過ごすことができていると回答した患者(手術や薬の副作用などはあるが、以前と同じように生活できていると回答した人を含む。)の割合【再掲】	66.9% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
がん診療において、がん患者の主治医や担当医となる者の緩和ケア研修会受講率が90%を超えている国拠点病院及び都拠点病院の数	4/31※1 (平成28年度※2)	全指定病院	がん診療連携拠点病院における緩和ケア研修受講率達成状況調査及び東京都がん診療連携拠点病院における緩和ケア研修受講率達成状況調査 ※1 各調査実施時点の指定病院数 ※2 平成28年3月31日時点
緩和ケアのイメージについて、「がんが進行し治療ができなくなった場合の最後の手段である」を選択した都民の割合	30.1% (平成28年度)	減らす	都民意識調査
緩和ケアのイメージについて、「抗がん剤や放射線の治療などできない状態の方に対する痛みなどの苦痛を軽減するためのケア」を選択した患者の割合	37.8% (平成28年度)	減らす	東京都がん患者調査

指標	現行値	目標値	出典
V 相談支援・情報提供			
「がん相談支援センターを今後も利用したい」と回答した患者の割合	63.3% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
がん相談支援センターの認知度(「利用したことがある」「病院内にあることは知っている」と回答した患者・家族の割合)	患者:67.4% 家族:63.1% (平成28年度)	増やす	東京都がんに関する患者・家族調査
がん相談支援センターに相談したことのある者の割合	患者:8.8% 家族:7.6% (平成28年度)	増やす	東京都がんに関する患者・家族調査
がん罹患後も就労継続している患者の割合	53.7% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
患者の付き添い等のために仕事を辞めた家族の割合	10.2% (平成28年度)	減らす	東京都がんに関する家族調査
「がんになっても治療しながら働くことは可能である」との設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合	67.1% (平成28年度)	増やす	都民意識調査
「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合	68.1% (平成28年度)	増やす	都民意識調査
がんポータルサイトの閲覧数	240,861 (平成28年度)	増やす	
VI ライフステージに応じたがん医療等の提供			
がんポータルサイトの閲覧数(小児がん)	16,268 (平成28年度)	増やす	
「病院の相談員」に相談した患者(家族)の割合(小児がん)	12.3% (平成28年度)	増やす	東京都小児がんに関する患者調査
がん罹患後も就労継続している患者の割合【再掲】	53.7% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
「がんになっても治療しながら働くことは可能である」との設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	67.1% (平成28年度)	増やす	都民意識調査
がん相談支援センターのリストを配布している在宅療養支援窓口の数	0	全区市町村	
VII がんとの共生			
日常生活をがんにかかる前と同じように過ごすことができていると回答した患者(手術や薬の副作用などはあるが、以前と同じように生活できていると回答した人を含む。)の割合【再掲】	66.9% (平成28年度)	増やす	東京都がん患者調査
「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	68.1% (平成28年度)	増やす	都民意識調査
VIII 施策を支える基盤づくり			
「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合【再掲】	68.1% (平成28年度)	増やす	都民意識調査

(2)指標

データ管理項目		現行値	出典
全体	年齢調整罹患率(人口10万対)	388.0 (平成24年)	東京都のがん登録(2012年症例報告書)
	罹患者数	84,820 (平成24年)	東京都のがん登録(2012年症例報告書)
	がんの死亡者数(人口10万対)	46.2 (平成27年)	医療計画作成支援データブック
医療提供体制	緩和ケアチーム以外に、横断的な医療チームによるがん治療サポート体制がある拠点病院等の割合	100% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	外来化学療法の実施件数	24,764 (平成26年)	医療施設調査(平成26年厚生労働省)
	放射線治療の実施件数	32,289 (平成26年)	医療施設調査(平成26年厚生労働省)
	悪性腫瘍手術の実施件数	10,179 (平成26年)	医療施設調査(平成26年厚生労働省)
	悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定件数	1,468,541 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	術中迅速病理組織標本の作製件数	22,257 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	病理組織標本の作製件数	246,162 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	がん治療認定医が配置されている拠点病院等の割合	100% (平成29年)	日本がん治療認定医機構ホームページ
	放射線治療専門医が配置されている拠点病院等の割合	84.5% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	がん薬物療法専門医が配置されている拠点病院等の割合	50% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	がん専門看護師が配置されている拠点病院等の割合	63.8% (平成29年)	日本看護協会ホームページ
がん専門薬剤師が配置されている拠点病院等の割合	36.2% (平成29年)	日本医療薬学会ホームページ	

データ管理項目		現行値	出典
医療提供体制	拠点病院と連携する地域医療機関で治療や健康管理を受けている患者の割合	22.1% (平成28年度)	東京都がん患者調査
	退院前カンファレンスを実施する拠点病院等の数(退院時共同指導料2を算定する拠点病院等の数)	53 (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	拠点病院等における退院前カンファレンス実施数(退院時共同指導料2算定数)	2,428件 (平成27年)	現況報告書(平成28年度提出)
	地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数	7,281件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	がん患者リハビリテーション料算定医療機関数	92施設 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	がん患者リハビリテーション料算定回数	200,936件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	拠点病院等におけるがん患者リハビリテーション料算定件数	96,067件 (平成27年)	現況報告書(平成28年度提出)
	遺伝カウンセリング加算を届け出ている拠点病院等の割合	13.8% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	セカンドオピニオンについて説明があった患者の割合	27.3% (平成28年度)	東京都がん患者調査
緩和ケア	拠点病院においてスクリーニングが実施されている患者の割合	48.8% (平成28年度)	東京都がん患者調査
	拠点病院において痛みやつらさの改善のためのケアを受け、改善した患者の割合	61.8% (平成28年度)	東京都がん患者調査
	外来緩和ケア管理料を届出ている拠点病院等の割合	58.6% (平成29年)	施設基準
	外来緩和ケアの実施件数(算定件数)(拠点病院等)	1,587件 (平成27年)	現況報告書(平成28年度提出)
	緩和ケアチームを有する医療機関数※	73施設 (平成26年)	医療施設調査(平成26年厚生労働省)
	緩和ケアチームによる年間新規診療症例数(拠点病院等)	11,135件 (平成27年)	現況報告書(平成28年度提出)
	緩和医療専門医を配置している拠点病院の割合(拠点病院等)	27.6% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)
	緩和ケア研修会を受講した拠点病院等の医師数	2,124人 (平成28年度)	
	緩和ケア研修会を受講した拠点病院等以外の医師数	733人 (平成28年度)	
	緩和ケア研修会を受講した医療従事者の人数(医師以外)	120人 (平成28年度)	

※ 今後、施策に応じて重点指標とする可能性あり

データ管理項目		現行値	出典
緩和ケア	がん性疼痛緩和の実施件数(届出件数)	290件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	がん性疼痛緩和の実施件数(算定件数)	34,045件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	拠点病院等におけるがん性疼痛緩和の実施件数 (がん性疼痛緩和指導管理料算定件数)	22,479件 (平成27年)	現況報告書(平成28年度提出)
	がん患者指導の実施数 (届出施設数)	87施設 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	がん患者指導の実施数 (算定回数)	32,170件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	緩和ケア病棟を有する病院数・病床数	30施設 598床 (平成29年12月)	都独自調査
	入院緩和ケアの実施件数 (算定回数(緩和ケア診療加算))	118,351件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数 (在宅がん医療総合診療料の届出施設数)	1,385件 (平成27年度)	医療計画作成支援データブック
	在宅がん医療総合診療料の算定件数 (算定回数)	116,406件 (平成27年)	医療計画作成支援データブック
	麻薬小売業免許取得薬局数	4,641施設 (平成26年)	医療計画作成支援データブック(麻薬・覚せい剤行政の概要)
相談・情報提供	国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した相談員がいるがん相談支援センターの割合	97.1% (平成28年度)	現況報告書(平成28年度提出)※国拠点・都拠点病院のみ
	患者団体・患者支援団体の情報提供数	20団体 (平成30年2月)	がんポータルサイト
	がんの経験者等に相談したり話をしたことがある患者の割合	19.9% (平成28年度)	東京都がん患者調査
	がんの経験者やその家族に相談したり話をしたことがある家族の割合	15.8% (平成28年度)	東京都がんに関する家族調査
	がん罹患により退職したがその後再就職したものの割合	2.8% (平成28年度)	東京都がん患者調査
ライフステージ	小児がんと速やかに診断された患者の割合 (診断されるまでに受診した医療機関数が2か所以下の患者割合)	43.6% (平成28年度)	東京都小児がんに関する患者調査
	在宅の小児がん患者への緩和ケアの実施 (「できる」又は「応相談」と回答した医療機関等)	診療所: 26.1% 訪問ST: 57.0% (平成27年度)	都独自調査 ※緩和ケアのうち一部又は条件付きで実施できると回答した医療機関等の数も含まれる。
づくり 基盤	がん医療は進歩していると感じている都民の割合	79.4% (平成28年度)	都民意識調査

2 東京都がん対策推進計画 用語集

【あ】

アドバンス・ケア・プランニング（73 ページ脚注 76）

今後の治療・療養について、患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと（略称：ACP）。

遺伝カウンセリング（61 ページ脚注 63）

専門知識を持つカウンセラーによる、疾患の遺伝学的関与に関することについてのサポート及び精神的なケア。カウンセラーは、遺伝子の変異と病気の発症に関する説明、遺伝子検査受診の判断に関するサポート、結果を受け止める際の精神的なケアなどを行う。がんの場合、遺伝性腫瘍や家族性腫瘍などが対象疾患となる。

医療ソーシャルワーカー（54 ページ脚注 60）

病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者やその家族が抱える経済的、心理的、社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る職種のこと（略称：MSW）。

院内がん登録（119 ページ）

各病院が実施主体となり、院内でがんの診断・治療を行った全患者の診断、治療及び予後に関する情報を登録する仕組みのこと。

【か】

がんゲノム医療中核拠点病院（61 ページ脚注 64）

ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、国が指定する高度な機能を有する中核医療機関のこと。

幹事医療機関（38 ページ脚注 40）

肝疾患について高度専門医療を提供する、地域における肝疾患診療の中核・指導的な医療機関

肝疾患診療連携拠点病院（38 ページ脚注 41）

肝疾患について高度専門医療を提供し、医療水準の向上に努めるとともに、肝疾患に関する情報提供、肝炎患者等支援の拠点として機能する医療機関

患者サロン（85 ページ）

がん患者や経験者など、同じ立場の人が自由に集いがんについて気軽に語り合える交流の場のこと。

患者団体・患者支援団体（84 ページ脚注 81、82）

患者団体とは、患者や家族、何らかの共通する患者体験を持つ人たちが集まり、お互いの悩みや不安の共有、情報交換及び交流など当事者間で自主的に活動する団体のこと。また、患者支援団体とは、患者や家族を支援することを目的として患者や家族以外の第三者が主体となって活動する団体のこと（いずれも本計画における定義）。

がん診療連携拠点病院（1 ページ脚注 3）

国が指定する、都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院のこと。

がん相談支援センター（79 ページ）

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び東京都がん診療連携拠点病院等に設置されている、がんの相談窓口。がん患者やその家族、地域住民等からの相談に対応するとともに、がんに関する情報を提供している。

がんのリハビリテーション（59 ページ）

がんによる身体障害に対して、障害の軽減、ADL（日常生活動作）の改善を目的として行われるリハビリテーションのこと。

緩和ケア（1 ページ脚注 4）

がん患者・家族に対し、がんと診断された時から行う、身体的・精神的・社会的な苦痛やつらさを和らげるための医療やケアのこと。がん対策基本法においては、「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為」と定義。

緩和ケア研修会（72 ページ）

正式名称は「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」。がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を習得することを目的とし、主に拠点病院等（※）において、国が定める「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づいて行われる研修会のこと。

緩和ケアセンター（65 ページ脚注 67）

主に都道府県がん診療連携拠点病院において、緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟等の専門的な緩和ケアを実施する部署を統括する、病院内の拠点組織のこと。

緩和ケアチーム（65 ページ）

体と心のつらさなどの治療のほか、患者の社会生活や家族を含めたサポートを行うために、医師や看護師をはじめとした様々な職種メンバーから構成されるチームのこと。拠点病院等（※）においては必置。

キャンサーボード（53 ページ脚注 57）

手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等による、がん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等をするためのカンファレンスのこと。

均てん化（52 ページ脚注 51）

がん医療においては、全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術などの格差の是正を図ること。

苦痛のスクリーニング（65 ページ脚注 68）

診断や治療方針の変更の時に、身体・精神心理的苦痛や社会経済的問題など、患者とその家族にとって重要な問題でありながらも取り上げられにくい問題について、医療従事者が診療の場面で定期的に確認し、話し合う機会を確保すること。

グリーフケア（73 ページ脚注 77）

大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組のこと。

ゲノム医療（61 ページ脚注 62）

個人のゲノム情報をはじめとした各種オミックス検査情報をもとにして、その人の体質や病状に適した医療を行うこと。

健康経営（86 ページ脚注 84）

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる。」との基盤に立ち、企業が健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること（「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の商標）。

個別勧奨・再勧奨（42 ページ脚注 43）

がん検診においては、対象者個別に検診の受診を勧め（個別勧奨）、一定期間経過後に、未受診者に再度個別に受診を勧める方法（再勧奨）のこと。

【さ】

在宅療養支援診療所（21 ページ脚注 16）

在宅で療養している患者や家族の求めに医師や看護師らが 24 時間体制で応じ、必要であれば訪問診療や訪問看護を行う診療所

在宅療養支援病院（21 ページ脚注 17）

在宅で療養している患者や家族の求めに医師や看護師らが 24 時間体制で応じ、必要であれば訪問診療や訪問看護を行い、患者の緊急時における入院体制を確保した病院

在宅療養支援窓口（113 ページ脚注 106）

介護保険法に基づき、入院から在宅療養への円滑な移行や安定的な在宅療養生活継続のため、各区市町村が設置を進めている在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口

サバイバーシップ支援（116 ページ脚注 107）

がんになったその後を生きていく上で直面する課題を乗り越えていくためのサポートのこと。

支持療法（62 ページ脚注 66）

がんそのものに伴う症状や治療による副作用に対するの予防策、症状を軽減させるための治療のこと。

集学的治療（25 ページ脚注 25）

主ながんの治療法である手術療法・放射線療法・薬物療法等を、がんの種類や進行度に応じて組み合わせて行う治療のこと。

周術期口腔ケア（58 ページ脚注 61）

がん患者等の手術、放射線治療、薬物療法、緩和ケアに際し、口腔内合併症の予防や軽減等のために、治療前に歯科受診し、必要な歯科治療と口腔内を清潔にしておくこと。これにより、がん治療等を円滑に進めることができる。

就職支援ナビゲーター（90 ページ脚注 91）

一部の公共職業安定所に配置されている、がん患者等の就職支援に対応する専門相談員のこと。都内では、現在2か所（平成30年2月時点）のがん診療連携拠点病院と連携し、出張相談等を行っている。

小児がん（98 ページ脚注 97）

主として15歳までの小児に発生する希少がんの総称。大別すると白血病等の血液腫瘍と、脳腫瘍や脊髄腫瘍、神経芽腫等の固形腫瘍に分けられ、発生部位や症状は様々である。

小児がん拠点病院（98 ページ）

小児がんの医療および支援を提供する一定の地域（近隣都道府県を含む）の中心施設として、国が指定する病院。地域における小児がん医療及び支援の質の向上のけん引役を担っている。

生殖機能の温存（105 ページ脚注 102）

がん治療の内容によって、卵巣や精巣などの機能に影響が出たり、子宮・卵巣・精巣など生殖臓器の喪失により将来子供を持つことが困難になるといった影響が生じることがあるため、がん治療の前に生殖機能を温存する治療を受け、卵子や卵巣、精子を採取し保存すること。

精度管理（24 ページ脚注 22）

がん検診の実施から精密検査の結果把握に至る各段階において、検診が有効かつ効率的に実施されているかを継続的に評価・管理していくこと。

セカンドオピニオン（53 ページ脚注 59）

患者が納得のいく治療法を選択することができるよう、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めること。

全国がん登録（119 ページ）

がん登録等の推進に関する法律に基づき、日本でがんと診断された全ての人の診断・治療情報と死亡情報のデータを、実施主体である国が一つにまとめて集計、分析、管理する仕組みのこと。

【た】

ダイバーシティ経営（86 ページ脚注 85）

多様な属性の違いを活かし、個々の能力を最大限引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して全社的かつ継続的に進めて行く経営上の取組のこと。

地域がん診療病院（51 ページ脚注 49）

がん診療連携拠点病院が存在しない空白の二次保健医療圏において、国拠点病院とのグループ指定により、緩和ケア、相談支援、地域連携等の基本的がん診療を確保した国指定の病院

地域がん診療連携拠点病院（51 ページ脚注 48）

集学的治療による専門的ながん医療の提供を行うほか、地域のがん診療の連携協力体制の構築を行う国指定の病院

地域がん登録（119 ページ）

各都道府県が地域内のがんに関する情報を、集計・分析・管理する仕組みのこと。平成28年以降のデータについては、全国がん登録に移行

地域包括ケアシステム（114 ページ）

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

地域連携クリティカルパス（52 ページ脚注 54）

がん患者が、拠点病院等（※）で手術等の専門的な治療の後、地域医療機関と連携して治療を行う際に、5年又は10年先までの診療の計画を立てるのに使用する手帳。都においては、東京都がん診療連携協議会で都内拠点病院等が共通に使用する「東京都医療連携手帳（がん地域連携クリティカルパス）」を作成し、運用している。

長期フォローアップ（105 ページ脚注 103）

小児がん患者やAYAの世代のがん患者の成長に合わせた長期的な経過観察等、医療機関による継続的な状況把握のこと。

とうきょう健康ステーション（96 ページ）

がんの予防、検診についての情報のほか、がん以外の生活習慣病の発症・重症化予防や、生活習慣の改善に関する情報を掲載した都のホームページ

東京都がん診療連携協議会（52 ページ脚注 53）

都のがん医療水準の向上と拠点病院等（※）の連携体制の構築を図るため、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院を中心に、地域がん診療拠点病院、地域がん診療病院に加え、都拠点病院及び協力病院等により組織

東京都がん診療連携協力病院（51 ページ）

都が指定する、がんの部位（肺、胃、大腸、肝、乳及び前立腺）ごとに充実したがん診療機能を持つ病院

東京都がん診療連携拠点病院（51 ページ）

都が指定する、国拠点病院と同等のがん診療機能を有する病院

東京都肝臓専門医療機関（38 ページ脚注 39）

一般社団法人日本肝臓学会認定専門医・指導医が在職することを条件として、申請に基づき東京都が指定する医療機関。B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の申請に必要な診断書を作成することができ、治療方針の決定を行う。

東京都がんポータルサイト（93 ページ）

患者及び家族の医療機関の選択や療養上の悩みの解決、都民のがんに対する正しい理解の促進に役立つよう、がんに関する各種の情報を集約した都のホームページ

東京都緩和ケア連携手帳（74 ページ、77 ページ）

がんの診断や治療を行った病院と、在宅医等が、がん患者の診療情報を共有し、緩和ケアに関するスムーズな連携が取れるようにするための手帳。東京都がん診療連携協議会で作成

東京都小児がん診療連携協議会（99 ページ）

都内の小児がんの診療提供体制や相談支援体制の充実等を図るため、小児がん拠点病院、東京都小児がん診療病院及び関係団体等で組織

東京都小児がん診療病院（98 ページ）

都内の小児がん拠点病院等との医療連携の推進を図り、小児がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供することを目的として都が認定する病院

東京都小児がん診療連携ネットワーク（98 ページ脚注 100）

小児がんに対応できる高度な診療提供体制を有している医療機関の専門性を生かして、小児がん患者に速やかに適切な医療を提供することを目的とし構築されたネットワーク。小児がん拠点病院と東京都小児がん診療病院により構成

東京都認定がん診療病院（2 ページ脚注 5）

平成 26 年度まで都が認定していた、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院。国の指定するがん診療連携拠点病院の指定要件見直しに伴い、制度を廃止。平成 27 年 4 月 1 日からは、東京都がん診療連携拠点病院制度に移行

トータルケア（24 ページ、24 ページ脚注 23）

がん患者及びその家族に対して、多職種から構成されるチームにより、診断から治療、その後のフォローを含めた全ての時期において全人的なサポートを行うこと（本計画における定義）。

特定機能病院（19 ページ脚注 13）

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として厚生労働大臣が承認する病院

都道府県がん診療連携拠点病院（51 ページ脚注 47）

集学的治療による専門的ながん医療の提供を行うほか、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う国指定の病院

【な】

二次がん（90 ページ脚注 90）

抗がん剤や放射線の治療の影響により正常細胞も障害を受けるために、治療を終えた数年から数十年後にもとのがんとは別の種類のがんを生じること。

二次保健医療圏（19 ページ脚注 14）

原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位

年齢調整死亡率（3 ページ脚注 8）

高齢化の影響等により年齢構成が異なる集団の間で死亡率を比較したり、同じ集団の死亡率の年次推移を見るため、集団全体の死亡率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で算出した死亡率（人口 10 万対）。壮年期死亡の減少を高い精度で評価するため、「75 歳未満」の年齢調整死亡率を用いている。

年齢調整罹患率（13 ページ脚注 11）

罹患数を対象集団の人口で割ったものを、（粗）罹患率といい、年齢調整罹患率は、高齢化の影響等により年齢構成が異なる集団の間で罹患率を比較したり、同じ集団の罹患率の年次推移を見るため、集団全体の罹患率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で算出した罹患率（人口 10 万対）。

【は】

晩期合併症（26 ページ脚注 30）

がんの治療後における治療に関連した合併症又は疾患そのものによる後遺症等を指し、身体的な合併症と心理社会的な問題がある。

ピア・サポート（85 ページ）

がん患者や家族の悩みに対して、がん経験者等が、同じ経験を持つ仲間（ピア）として自分の経験を活かしながら相談や支援を行う取組のこと。

病院内教育（109 ページ）

病院に入院している児童・生徒に対する教育のこと。病院内に設置された特別支援学校の「分教室」での教育と、教員が病院を訪問して行う「訪問教育」の二つの形態がある。

プロセス指標（42 ページ脚注 42）

がん検診の精度管理は、「技術・体制的指標」「プロセス指標」「アウトカム指標」の3つの指標により評価することとされている。このうち、プロセス指標とは、検診が正しく行われているかを評価するためのものであり、がん検診受診率や要精検率（要精密検査となった人の割合）などを指す。都では、各区市町村の状況を毎年度調査し公表している。

【ま・ら】

免疫療法（62 ページ脚注 65）

免疫を担当する細胞や抗体等を活性化する物質を用いて、生体に本来備わっている免疫機能を操作・増強することによって、治療効果をあげようとする治療法のこと。

罹患数（4 ページ脚注 10）

一定の期間内（通常は1年）にがんと診断された数のこと（1人の患者が複数のがんと診断されることがあるため、がん患者数とは異なる。）。

【その他】

AYA世代（97 ページ）

Adolescent and Young Adult 世代の略。主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す。

COPD（30 ページ脚注 32）

慢性閉塞性肺疾患。chronic obstructive pulmonary disease の略。これまで肺気腫や慢性気管支炎と診断された疾患の総称で、主な症状は咳・痰・息切れであり、徐々に呼吸障害が進行する。主な原因は長期にわたる喫煙習慣で、患者の90%以上が長期にわたる喫煙によるもの、また、喫煙者の20%がCOPDを発症すると言われている。長期にわたる受動喫煙や、化学物質の吸引なども原因と考えられている。

PDCAサイクル（53 ページ脚注 58）

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

QOL（25 ページ脚注 26）

Quality of Life の略。治療や療養生活を送る患者の肉体的、精神的、社会的、経済的、全てを含めた生活の質を意味する。

※「拠点病院等」：本計画においては、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院及び東京都がん診療連携協力病院のこと。

3 東京都がん対策推進協議会等 委員名簿

(1) 東京都がん対策推進協議会

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎ 垣添 忠生	公益財団法人日本対がん協会 会長
	○ 佐々木 常雄	東京都立駒込病院 名誉院長
	津金 昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター センター長
	小野 良樹	公益財団法人東京都予防医学協会 理事長
	鳶巢 賢一	東京都立駒込病院 院長
	江口 研二	学校法人帝京大学医学部難治疾患支援学講座 特任教授
	中川 恵一	国立大学法人東京大学医学部附属病院 放射線科准教授・放射線治療部門長
	山口 俊晴	公益財団法人がん研究会有明病院 院長
	吉澤 明孝	医療法人社団愛語会要町病院副院長・医療法人社団和顔会要町ホームケアクリニック院長
	秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション統括所長
本田 雅敬	東京都立小児総合医療センター 院長	
関係団体代表	角田 徹	公益社団法人東京都医師会 副会長
	山崎 一男	公益社団法人東京都歯科医師会 会長
	阿部 宏子	公益社団法人東京都薬剤師会 理事
	井口 恵美子	公益社団法人東京都看護協会 南部地区理事(～平成29年3月)
	黒田 美喜子	公益社団法人東京都看護協会 常務理事(平成29年4月～)
患者代表	大井 賢一	認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティ 事務局長
	伊藤 朋子	声を聴き合う患者たち&ネットワーク「VOL-Net」 代表
	まつばら けい	子宮・卵巣がんのサポートグループ あいあい 主宰
	山下 公輔	公益財団法人がんの子どもを守る会 理事長
関係行政機関	寺西 新	足立区足立保健所長
	平井 裕	あきる野市健康福祉部長(～平成29年3月)
	大出 英祐	あきる野市健康福祉部長(平成29年4月～)
	福島 由子	瑞穂町福祉部健康課長(～平成29年3月)
	森田 泰仁	日の出町いきいき健康課長(平成29年4月～)
都	奈良部 瑞枝	福祉保健局企画担当部長
	西山 智之	福祉保健局医療政策部長
	成田 友代	福祉保健局医療改革推進担当部長
	矢澤 知子	福祉保健局医療政策担当部長
	上田 隆	福祉保健局保健政策部長(～平成29年3月)
	矢内 真理子	福祉保健局保健政策部長(平成29年4月～)
	矢田部 裕文	病院経営本部経営企画部長(～平成29年3月)
	児玉 英一郎	病院経営本部経営企画部長(平成29年4月～)

◎=座長、○=副座長、敬称略

(2) 予防・早期発見・教育検討部会

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎ 津金昌一郎	国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター センター長
	小野良樹	公益財団法人東京都予防医学協会 理事長
関係団体代表	角田徹	公益社団法人東京都医師会 副会長
	山崎一男	公益社団法人東京都歯科医師会 会長
	阿部宏子	公益社団法人東京都薬剤師会 理事
患者代表	大井賢一	認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー 事務局長
関係行政機関	寺西新	足立区足立保健所長
	大出英祐	あきる野市健康福祉部長
	森田泰仁	日の出町いきいき健康課長
専門委員	宮地元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 身体活動研究部長
	野尻恭史	全国健康保険協会東京支部 保健専門役
	藤田善三	東京商工会議所 サービス・交流部 担当部長
	野村友彦	あきる野市立東秋留小学校 校長
	青木孝子	葛飾区立新小岩中学校(新小岩学園) 校長
都	宇田剛	教育庁指導推進担当部長
	矢内真理子	福祉保健局保健政策部長

◎=部会長、敬称略

(3) がん医療検討部会

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎ 佐々木 常雄	東京都立駒込病院名誉院長
	鷹 巢 賢 一	東京都立駒込病院院長
	江 口 研 二	学校法人帝京大学医学部難治疾患支援学講座特任教授
	中 川 恵 一	国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科准教授・放射線治療部門長
	山 口 俊 晴	公益財団法人がん研究会有明病院院長
	吉 澤 明 孝	医療法人社団愛語会要町病院副院長・要町ホームケアクリニック院長
	本 田 雅 敬	東京都立小児総合医療センター院長
関係団体 代表	角 田 徹	公益社団法人東京都医師会副会長
	山 崎 一 男	公益社団法人東京都歯科医師会会長
	阿 部 宏 子	公益社団法人東京都薬剤師会理事
	黒 田 美 喜 子	公益社団法人東京都看護協会常務理事
患者代表	大 井 賢 一	認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー事務局長
	まつばら けい	子宮・卵巣がんのサポートグループあいあい主宰
	山 下 公 輔	公益財団法人がんの子どもを守る会理事長
専門委員	小 原 明	東邦大学医療センター大森病院院長
	清 水 千 佳 子	国立がん研究センター中央病院 乳腺・腫瘍内科外来医長
	鈴 木 彩	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ソーシャルワーカー
	鈴 木 央	鈴木内科医院院長
	樋 口 明 子	公益財団法人がんの子どもを守る会 ソーシャルワーカー
	廣 橋 猛	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所附属永寿総合病院 緩和ケア科病棟長 がん治療支援・緩和ケアセンター長
	前 田 美 穂	日本医科大学付属病院 小児科教授
	松 本 公 一	国立研究開発法人国立成育医療研究センター小児がんセンター長
	湯 坐 有 希	東京都立小児総合医療センター血液・腫瘍科部長
都	矢 澤 知 子	福祉保健局医療政策担当部長

◎＝部会長、敬称略

(4) 緩和ケア検討部会

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎ 佐々木 常雄	東京都立駒込病院名誉院長
	江口 研二	学校法人帝京大学医学部難治疾患支援学講座特任教授
	吉澤 明孝	医療法人社団愛語会要町病院副院長・要町ホームケアクリニック院長
	秋山 正子	白十字訪問看護ステーション統括所長
	本田 雅敬	東京都立小児総合医療センター院長
関係団体 代表	角田 徹	公益社団法人東京都医師会副会長
	山崎 一男	公益社団法人東京都歯科医師会会長
	阿部 宏子	公益社団法人東京都薬剤師会理事
	黒田 美喜子	公益社団法人東京都看護協会常務理事
患者代表	大井 賢一	認定特定非営利活動法人がんサポートコミュニティ事務局長
	まつばら けい	子宮・卵巣がんのサポートグループあいあい主宰
	山下 公輔	公益財団法人がんの子どもを守る会理事長
専門委員	小原 明	東邦大学医療センター大森病院院長
	清水 千佳子	国立がん研究センター中央病院 乳腺・腫瘍内科外来医長
	鈴木 彩	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ソーシャルワーカー
	鈴木 央	鈴木内科医院院長
	高橋 美賀子	聖路加国際病院オンコロジーセンター がん看護専門看護師
	田中 桂子	東京都立駒込病院緩和ケア科部長・緩和ケアセンター長
	林 和彦	東京女子医科大学病院がんセンター長 化学療養・緩和ケア科教授
	樋口 明子	公益財団法人がんの子どもを守る会 ソーシャルワーカー
	前田 美穂	日本医科大学付属病院 小児科教授
	松本 公一	国立研究開発法人国立成育医療研究センター小児がんセンター長
	湯坐 有希	東京都立小児総合医療センター血液・腫瘍科部長
都	矢澤 知子	福祉保健局医療政策担当部長

◎＝部会長、敬称略

(5) 相談・情報検討部会

分野	氏名	所属等
学識経験者	鳶 巢 賢 一	東京都立駒込病院院長
	◎ 江 口 研 二	学校法人帝京大学医学部難治疾患支援学講座特任教授
	秋 山 正 子	白十字訪問看護ステーション統括所長
関係団体代表	角 田 徹	公益社団法人東京都医師会副会長
	阿 部 宏 子	公益社団法人東京都薬剤師会理事
患者代表	伊 藤 朋 子	声を聴きあう患者たち&ネットワーク「VOL-Net」代表
専門委員	伊 藤 宏 之	東京労働局職業安定部職業安定課長
	菊 池 由 生 子	東京都立駒込病院事務局医事課医療相談担当 課長代理
	鈴 木 彩	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ソーシャルワーカー
	花 出 正 美	公益財団法人がん研究会有明病院がん相談支援センター・看護部師長
	樋 口 明 子	公益財団法人がんの子どもを守る会 ソーシャルワーカー
	榎 本 浩 典	公益社団法人板橋区医師会在宅医療センター(～29年7月)
	若 松 九 二 子	公益社団法人板橋区医師会在宅医療センター(平成29年8月～)
都	矢 澤 知 子	福祉保健局医療政策担当部長

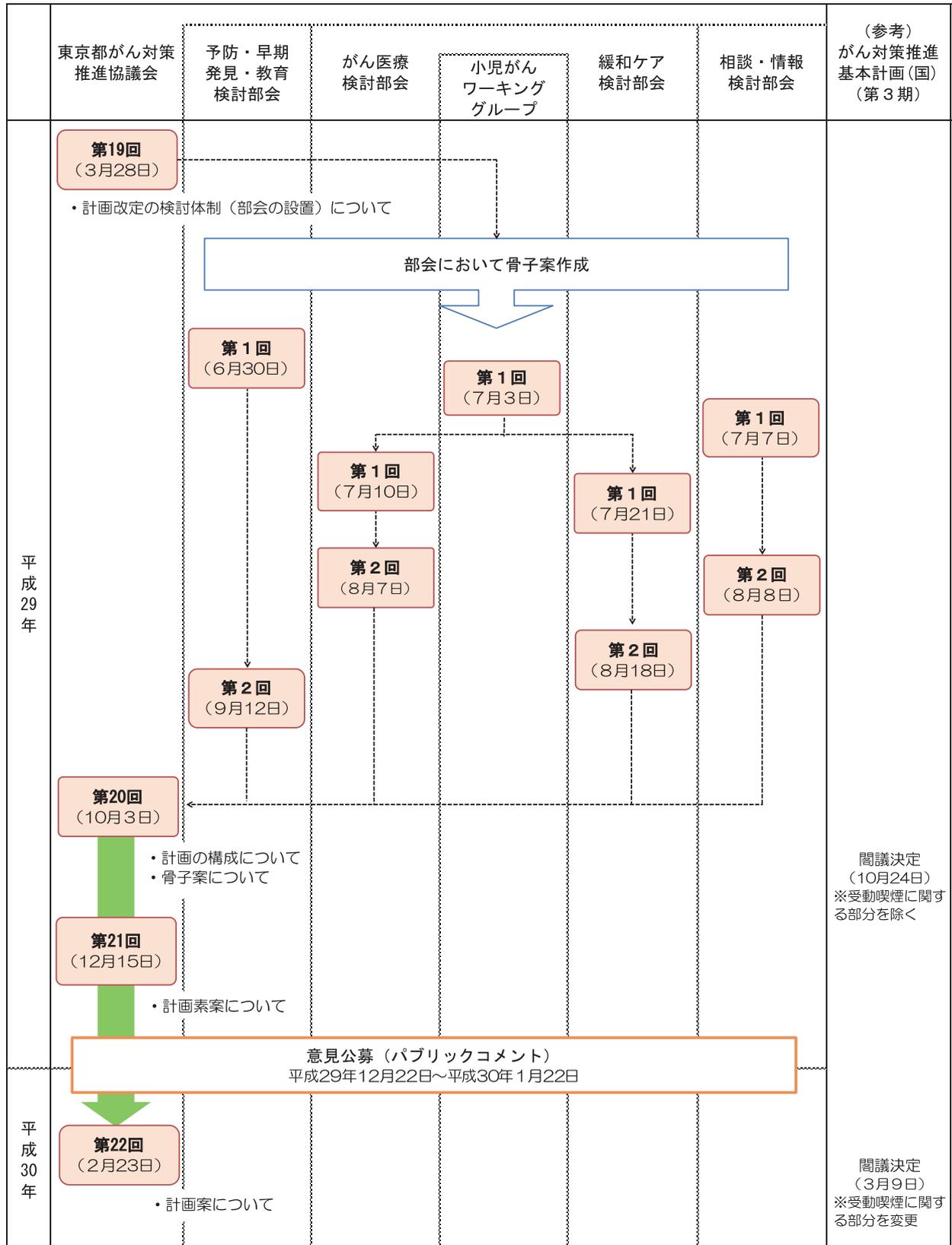
◎=部会長、敬称略

(6) がん医療検討部会・緩和ケア検討部会 小児がんワーキンググループ

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎ 本 田 雅 敬	東京都立小児総合医療センター院長
関係団体代表	角 田 徹	公益社団法人東京都医師会副会長
	阿 部 宏 子	公益社団法人東京都薬剤師会理事
	黒 田 美 喜 子	公益社団法人東京都看護協会常務理事
患者代表	山 下 公 輔	公益財団法人がんの子どもを守る会理事長
専門委員	清 水 千 佳 子	国立がん研究センター中央病院 乳腺・腫瘍内科外来医長
	鈴 木 彩	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ソーシャルワーカー
	鈴 木 央	鈴木内科医院院長
	樋 口 明 子	公益財団法人がんの子どもを守る会 ソーシャルワーカー
	前 田 美 穂	日本医科大学付属病院 小児科教授
	松 本 公 一	国立研究開発法人国立成育医療研究センター小児がんセンター長
	湯 坐 有 希	東京都立小児総合医療センター血液・腫瘍科部長
都	矢 澤 知 子	福祉保健局医療政策担当部長

◎=ワーキンググループ長、敬称略

4 東京都がん対策推進計画策定経過



5 東京都がん対策推進協議会設置要綱

平成19年5月18日19福保医政第49号
改正 平成21年5月25日21福保医政第279号
改正 平成24年5月21日24福保医政第224号
改正 平成25年6月6日25福保医政第248号
改正 平成29年7月3日29福保医政第457号

(設置)

第1 都におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都におけるがん対策の推進に関する計画（以下「東京都がん対策推進計画」という。）及びこれに基づく施策の推進について協議するため、東京都がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東京都がん対策推進計画の策定又は変更に関すること。
- (2) その他がん対策の推進に関し福祉保健局長（以下「局長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる委員28名以内をもって構成し、局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者、関係団体の代表、患者・家族の代表及び関係行政機関の職員
- (2) 東京都職員

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年以内とし、局長が定める。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は局長の指名により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者のうちから局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会にのみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(部会長)

第7 部会には、部会長を置く。

- 2 部会長は、座長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(ワーキンググループ)

第8 部会には、部会の所掌する専門的な事項のうち、特定の事項について具体的に検討するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、部会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者のうちから局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項のワーキンググループにのみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(ワーキンググループ長)

第9 ワーキンググループには、ワーキンググループ長を置く。

- 2 ワーキンググループ長は、座長の指名により選任する。
- 3 ワーキンググループ長は、ワーキンググループを総括する。

(招集等)

第10 協議会及び部会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会、部会及びワーキンググループに委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(幹事会)

第11 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、協議会が検討する事項に関し、必要な事項の連絡調整を行う。
- 4 幹事会は、福祉保健局医療政策部長が招集し、主宰する。
- 5 福祉保健局医療政策部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職にある者以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第12 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第13 協議会及び部会等の事務の遂行については、福祉保健局医療政策部医療政策課及び保健政策部健康推進課で共同して担当する。

- 2 協議会及び部会等の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第 14 第 10 による協議会、部会及びワーキンググループへの委員の出席及び座長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補 則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、平成 21 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 6 日から施行し、平成 25 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から施行し、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

別 表

福祉保健局	医療政策部長 医療改革推進担当部長 医療政策担当部長 保健政策部長 地域保健担当部長 総務部企画政策課長 医療政策部医療政策課長 医療政策部地域医療担当課長 医療政策部歯科担当課長 保健政策部保健政策課長 保健政策部健康推進課長 高齢社会対策部計画課長
病院経営本部	経営企画部経営戦略担当課長
教育庁	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長 都立学校教育部学校健康推進課長 指導部体育健康教育担当課長
産業労働局	雇用就業部就業推進課長